

天王寺区保健福祉センターにおける保健関係窓口業務等
会計年度任用職員採用試験要綱

令和8年1月 13 日
大阪市天王寺区役所

1. 採用予定者数・受験資格・任用期間

採用予定者数	受験資格	任用期間
1名	ワード・エクセル等、パソコンの基礎的な操作が堪能で、業務端末の操作に順応できる者で、かつ、地方公務員法第16条(欠格条項)に該当しない者	令和8年4月1日～ 令和9年3月31日

※ 勤務実績に応じて再度任用される場合があります。

2. 筆記試験

課題に対する基礎知識、文章構成力及び表現力等について行います。

次のテーマについて、ご自身の考えを本市所定の論文用紙に 400 字程度にまとめ、申込の際に提出してください。

テーマ「市民対応において留意すべきこと」

3. 面接試験

主として人物について面接により試験を行います。

面接日時及び面接会場については、申込書類受理後、1週間以内に連絡します。

4. 試験の合否

筆記試験(50 点満点)及び面接試験(50 点満点)の結果により決定します。

試験結果については、受験者全員本人あてに通知します。

5. 合格から採用まで

- ① 筆記試験及び面接試験の成績が一定基準以上で上位のものを合格とします。
- ② 受験者の成績が一定の水準に達しない場合は合格者が採用予定者数を下回る場合があります。
- ③ 試験合格者は採用候補者名簿(以下「採用候補者名簿」という。)に、試験の点数順で登録されます。
- ④ 採用候補者名簿の登録期間は6ヵ月間です。
- ⑤ 合格後、あるいは「採用候補者名簿」に登録後、受験資格がないこと及び申込みの内容に虚偽が認められた場合には合格・登録を取り消すことがあります。

6. 受験申込手続

受験申込は、持参または送付により受付します。

申込方法	【受付期間】 令和8年1月13日(火)から令和8年1月23日(金)まで。 ※ 持参の場合の受付時間は、午前9時00分から午後5時30分まで。なお、土・日曜日、祝日は閉庁日のため受付できません。 ※ 郵送の場合は、上記期間内の必着。簡易書留以外で送付された場合の事故については、責任を負いません。また、送付料金不足の場合は受け付けません。 【提出先】 〒543-8501 大阪市天王寺区真法院町 20 番 33 号 天王寺区保健福祉センター保健福祉課(健康推進) (天王寺区役所2階25番窓口) ※ 「大阪市会計年度任用職員採用申込書在中」と朱書した封筒に下記の申込書類を封入し送付してください。 【申込書類】 次の書類(本市指定のもの)を各1通提出してください。書類等に不備がある場合は試験を受験できないことがあります。①～③の様式は上記提出先まで受け取りにくるか、天王寺区ホームページから取得してください。 ① 職員採用申込書(様式 1) ※ 過去3ヵ月以内に撮影した上半身、正面、脱帽の写真を必ず貼付してください。 ② 筆記試験論文(様式 2) ③ 申し立て書(様式 3) ※ 自筆で筆記、署名すること。 ④ 試験結果送付用の定形封筒(長形3号) ※ 必ず宛先を記載のうえ、110 円切手を貼ること 【面接(口述)試験日時及び面接会場】 日時 令和8年2月6日(金)(予定) 場所 天王寺区役所 501会議室 ※ 面接時間等詳細は申し込み後、担当者より電話でご連絡します。
------	--

7. 従事する職務等

職務内容
天王寺区保健福祉センター保健福祉課において、主に以下の事務を行う。 ・ 各種申請書経由事務(母子保健・指定難病・医療法等) ・ 各種検(健)診関係業務(母子保健・成人保健) ・ 庶務関係事務

8. 勤務条件

勤務場所	大阪市天王寺区真法院町20番33号
------	-------------------

	天王寺区保健福祉センター 保健福祉課(健康推進) (天王寺区役所2階)
勤務日・時間	週4日30時間/1日7時間30分 午前9時～午後5時15分まで(休憩45分を含む)
時間外勤務	有
休暇等	【休日】 土・日曜日、月曜から金曜までの間で所属長が指定する1日、祝日、年末年始 【休暇】 年次有給休暇 12日 ※大阪市での前歴により加算、その他特別休暇あり
報酬等	【給料】 月額 176,436 円～196,620 円 ※ 採用されるまでの職歴等によって上記の範囲内で決定 【期末勤勉手当】 最大 4.65ヵ月/年(6月と12月に支給) ※ 勤務実績等により支給月数は変わります。 【通勤手当】 1ヶ月あたり 55,000 円まで ※ 最長6ヶ月の定期代若しくは回数乗車券の価格により算定した運賃等相当額の安価な方を支給 【支給日】 毎月 17 日払い(1月は 18 日) ※ ただし、支給日が土曜日・日曜日・祝日の場合は前後することがあります 【社会保険等】 雇用保険法(昭和 49 年法律第 116 号)及び地方公務員等共済組合法(昭和 37 年法律第 152 号)並びに厚生年金保険法(昭和 29 年法律第 115 号)の定めるところによる

※ 勤務条件等にかかる詳細については、採用決定後にお知らせします。

9. 要綱・申込用紙の配付場所

天王寺区保健福祉センター 保健福祉課(健康推進)
(天王寺区役所2階25番窓口)

10. 試験結果の開示

試験の結果、不合格の場合には、次の通り申し出ることにより、成績をお知らせします。

試験不合格者の得点(筆記・面接)及び順位については、通知が届いてから5日間(平日午前9時00分～正午、午後1時00分～午後5時00分)に大阪市天王寺区役所保健福祉課(健康推進)内において開示しますので、受験者本人が本人確認書類(顔写真の添付のあるもの:マイナンバーカード、運転免許証、パスポート又は学生証等)をお持ちのうえ、口頭で申し出てください。

11. その他

- ・ この試験において提出された書類等は、受付後返却しません。
- ・ 合否については、受験者本人あてに送付します。なお、受験者本人以外にはお知らせできません。。

- ・ 合格者は、成績順に採用候補者登録名簿に登録され、採用候補者登録名簿の順位に従って採用予定者を決定します。
- ・ 採用候補者登録名簿に登録された採用予定者以外の者は、採用予定者の採用辞退等で欠員が生じた場合に、名簿順位に従って、その都度、採用予定者とします。なお、採用候補者登録名簿の登録期間は、令和8年9月30日までです。
- ・ 採用候補者登録名簿に登録されても、採用されない場合があります。
- ・ 受験に際して大阪市が収集した個人情報（職員の採用試験の円滑な遂行のために用い、個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号）及び大阪市個人情報の保護に関する法律の施行等に関する条例（令和5年大阪市条例第5号）に基づき適正に管理します。）
- ・ 受験資格がないこと並びに申込みの内容及び提出書類等に虚偽のあることが認められた場合には合格を取り消すことがあります。

12. この試験についての問い合わせ

天王寺区保健福祉センター 保健福祉課（健康推進）

〒543-8501

大阪市天王寺区真法院町20番33号 天王寺区役所2階

電話 06-6774-9882 ファックス 06-6774-9866

（参考）

地方公務員法（抜粋）

（欠格条項）

第16条 次の各号のいずれかに該当する者は、条例で定める場合を除くほか、職員となり、又は競争試験若しくは選考を受けることができない。

1. 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
2. 当該地方公共団体において懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
3. 人事委員会又は公平委員会の委員の職にあって、第60条から第63条までに規定する罪を犯し刑に処せられた者
4. 日本国憲法施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者